

北九州市海外水ビジネス推進協議会

企業・団体会員 入会申込要領

1. 本協議会への入会手続きについて

- (1) 本協議会へ入会を希望する企業・団体については、原則として、以下の要件を全て満たす 企業・団体を対象として受付ける。

対象企業の要件

- I. 協議会規約第2条の活動内容に適合する企業・団体であること。
- II. 日本で法人登記をしている企業・団体であること。
- III. 日本国内外に事業所又は営業拠点を有していること。
- IV. 海外上下水道の業務受託案件に自ら積極的に参加する意思のあること。

- (2) 本協議会への入会を希望する企業・団体は、協議会規約及び関係規程を遵守することを前提として、規約第4条第1項に基づく入会申込書（規約第1号様式）、誓約書（規約第1-1号様式）及び登記事項証明書（謄本）【履歴事項全部証明書】を提出すること。

◇誓約書の代表者名は、登記事項証明書に記載された役員とすること。

◇登記事項証明書は、発行日が申込日前3ヶ月以内のものとする。

- (3) 併せて、以下の企業会員情報登録書（様式-1）を提出すること。

・企業会員情報登録書（様式-1）

◇記載内容

1. 企業概要について
2. 市内の所在地について
3. 事業等に関する事項
4. 企業ニーズ調査表（A）
水道システムフロー、下水道システムフロー
5. 企業ニーズ調査表（B）
海外の事業展開について
6. その他
必要に応じてヒアリングを実施

※入会は、書類一式をデータ添付してEメールで申込みをして下さい。併せて、誓約書と登記事項証明書を郵送等で提出して下さい。

2. 上記提出書類を確認し、規約第4条第1項に基づき会長による入会の承認を得た後、年会費の請求通知をもって、協議会企業会員とする。 ※年会費は年度途中の入会についても年額となります。